平成２８年（フ）第７８３号
福岡市中央区薬院２丁目17番13―701号、破産手続開始決定時の住所福岡市中央区薬院２丁目４番35―1108号
破産者　飯田　藍子（旧姓山崎）
1　決定年月日　平成29年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４３７号
福岡市早良区田隈２丁目５番21号
破産者　波多野悠紀
1　決定年月日　平成29年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４７２号
福岡市博多区堅粕３―19―19　ジャパンマック福岡内、住民票上の住所福岡県春日市松ヶ丘１丁目37番地
破産者　波多野武範
1　決定年月日　平成29年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６４１号
福岡市早良区飯倉２丁目23番24―１号
破産者　高橋　英二
1　決定年月日　平成29年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１８３１号
福岡市東区箱崎１丁目９番16号
破産者　梅崎　裕太
1　決定年月日　平成29年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１８４９号
福岡市西区下山門団地40番103号
破産者　田尻　政子
1　決定年月日　平成29年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１８８５号
福岡市南区弥永団地15番307号
破産者　山本　勇騎
1　決定年月日　平成29年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５２７号
福岡県古賀市中央１丁目１番６号　クリエール古賀104号、前住所福岡県古賀市天神１丁目18番27号
破産者　西田　美紀
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１８２１号
福岡市博多区空港前２丁目１番32―601号
破産者　山口　美香（旧姓前田）
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１８６６号
福岡市南区清水２丁目20番５―203号
破産者　諸岡　　徹
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１８８８号
福岡市東区多の津５丁目５番８―103号、前住所福岡市東区原田１丁目18番８号
破産者　大山　　要
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９２０号
福岡市早良区四箇田団地13番105号
破産者　池上　道子
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９４３号
福岡県糟屋郡須恵町大字佐谷1707番地１ビーライン須恵Ａ202号
破産者　鶴元　　絢（旧姓細山田）
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９５４号
福岡市中央区梅光園２丁目９番13号
破産者　伊藤　朋子（旧姓下田）
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６３７号
札幌市手稲区稲穂１条１丁目12番15―106号
破産者　安ケ平祐也
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２０３１号
北海道江別市野幌住吉町22番地の16　レオパレス野幌104
破産者　石川　　温
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７８３号
仙台市青葉区小田原５丁目１番13―105号、従前の住所仙台市宮城野区大梶10番９―605号
破産者　浅井　智恵
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２２２号
茨城県水戸市見川町2563番地　市営緑岡第１住宅３棟405号
破産者　鈴木三千男
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２５０号
茨城県水戸市城南３－５－７レオパレスエトワール城南106、住民票上の住所千葉県松戸市高塚新田644番地の70
破産者　平井　淳志
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所